

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会 議事録

■日時 令和3年5月18日（火）午後3時30分～午後4時

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池本委員、池邊委員、奥委員、日下委員、玄委員、小林委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、寺島委員、平林委員、宮越委員、森川委員、保高委員

■議事内容

1 答申

(1) 「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに騒音・振動に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

(2) 「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに廃棄物及び温室効果ガスに係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (5 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	都市高速道路 高速外郭環状葛飾線 建設事業 (工事の完了後その1)	令和3年3月26日
	大手町二丁日常盤橋地区第一種市街 地再開発事業 (工事の施行中その 2)	令和3年3月29日
	大日本印刷市谷工場整備事業 (Ⅲ期 工事の施行中その2)	令和3年3月30日
	(仮称)南町田計画 (工事の完了後)	令和3年3月30日
	(仮称)東京港臨港道路南北線建設 計画 (工事の施行中その3)	令和3年4月7日
2 変 更 届	西東京都市計画道路3・2・6号調 布保谷線 (西東京市東伏見～北町 間) 建設事業	令和3年3月29日
	多摩興産株式会社採掘区域拡張事業	令和3年3月31日
	赤羽台団地建替事業	令和3年3月31日
	豊洲新市場建設事業	令和3年3月31日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
2 変 更 届	(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業	令和3年4月12日
	浜松町駅西口周辺開発計画	令和3年4月13日
	羽田空港アクセス線（仮称）整備事業	令和3年4月13日

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会
速 記 録

令和3年5月18日（火）

Webによるオンライン会議

(午後 3 時 32 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 事務局の宮田です。委員の皆様、お待たせいたしました。本日も御出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 18 名の委員に御出席していただいております、定足数を満たしております。

これより、令和 3 年度第 2 回総会の開催をお願いいたします。

本日、傍聴の申し出がございます。柳会長、お願いいたします。

○柳会長 分かりました。それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴する方がおられます。なお、本会議の傍聴は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から Web 上での傍聴のみとなっております。それでは、傍聴人の方を入场させてください。

(傍聴人入场)

○宮田アセスメント担当課長 傍聴人の方、皆さん入场されました。

○柳会長 分かりました。傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退出されて結構です。

ただいまから令和 3 年度東京都環境影響評価審議会第 2 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 2 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。この案件については第一部会で審議していただきましたので、その結果について齋藤第一部会長から報告を受けることといたします。齋藤第一部会長、よろしくをお願いいたします。

○齋藤第一部会長 それでは、齋藤のほうから報告をさせていただきます。資料 1 を御覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局の宮田です。読み上げます。

令和 3 年 5 月 18 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋 藤 利 晃

「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」に係る
環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

1枚おめくりください。別紙となります。

「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」に係る
環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和2年10月30日に「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には、審議会及び部会の審議の取りまとめを行っております。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

- 1 本事業は工事が長期間にわたる上、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があること、また、夜間にも工事が実施されることから、周辺住民に対して工事内容を十分に説明するとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響を低減するよう努めること。

2 仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動について、予測結果が現況値を同値又は上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道振動の一層の低減に努めること。

3 工事の完了後の鉄道騒音については、本事業が高架移設であり、事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、事後調査において、可能な限り影響を代表する地点における高さ方向の測定を行うこと。また、工事の完了後においても環境保全のための措置を徹底し、鉄道騒音の一層の低減に努めること。

説明は以上となります。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。本事業は、杉並区上井草から西東京市東伏見までの 5.1 km の区間を立体交差化するもので、対象事業の種類は「鉄道の改良」でございます。

本評価書案は、令和 2 年 10 月 30 日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における 3 回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から 7 件の意見書の提出がありました。また、関係区市長である杉並区長、練馬区長、西東京市長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会を令和 3 年 4 月 20 日に開催し、7 名の方の公述がありました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について説明します。

「騒音・振動」の意見です。本事業は工事が長期間にわたる上、予測結果が勧告基準と同値またはわずかに下回る工種があること、また、夜間にも工事が実施されることから、周辺住民に対して工事内容を十分に説明するとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響を低減するよう努めることを求めるものでございます。

「騒音・振動」の意見です。仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動について、予測結果が現況値と同値または上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道振動の一層の低減に努めることを求めるものでございます。

「騒音・振動」の意見です。工事の完了後の鉄道騒音については、本事業が高架移設であり、事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、事後調査において、可能な限り影響を代表する地点における高さ方向の測定を行うこと。また、工事の完了後においても環境保全のための措置を徹底し、鉄道騒音の一層の低減に努めることを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。——特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 事務局の宮田です。

3 都環審第 12 号

令和 3 年 5 月 18 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲 一 郎

「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」に係る

環境影響評価書案について答申

令和 2 年 10 月 30 日付 2 環総政第 304 号（諮問第 513 号）で諮問があったこのことについて

て、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほど朗読した案文と同じでございます。

説明は以上です。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することいたします。

○柳会長 続きまして、「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましても、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、齋藤第一部会長から報告を受けることいたします。よろしく願いいたします。

○齋藤第一部会長 それでは、齋藤から御報告をさせていただきます。資料2を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局の宮田です。朗読します。

令和3年5月18日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋 藤 利 晃

「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

1枚めくっていただきまして、別紙となります。

「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和2年9月30日に「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には、審議会及び部会の審議事項をまとめております。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【廃棄物】

不燃ごみ処理施設としての再資源化率の定義と内訳を整理した上で、さらなる再資源化率の向上に努めること。また、事業実施に伴う再資源化率については、廃棄物の内訳ごとに整理し、事後調査において報告すること。

【温室効果ガス】

不燃ごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスについては、今後の技術的進展を踏まえた、さらなる排出量削減措置の実施に努めること。また、温室効果ガスの削減効果については、事後調査において検証すること。

説明は以上です。

○齋藤第一部長 ありがとうございました。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、中央防波堤内側埋立地にあります中防不燃ごみ処理センターの第二プラントの隣に、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設を新たに整備するものです。対象事業の種類は「廃棄物処理施設の設置」でございます。

本評価書案は、令和2年9月30日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、関係区長である江東区長、大田区長から意見が提出されております。なお、都民からの意見書の提出はありませんでした。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会は、評価書案に対する意見書の提出がなかったため、開催しておりません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

「廃棄物」の意見です。不燃ごみ処理施設としての再資源化率の定義と内訳を整理した上で、さらなる再資源化率の向上に努めること。また、事業実施に伴う再資源化率については、廃棄物の内訳ごとに整理し、事後調査において報告することを求めるものでございます。

「温室効果ガス」の意見です。不燃ごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスについては、今後の技術的進展を踏まえた、さらなる排出量削減措置の実施に努めること。また、温室効果ガスの削減効果については、事後調査において検証することを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等ございますでしょうか。発言される際には最初にお名前をお願いいたします。——よろしいでしょうか。特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 事務局の宮田が朗読いたします。

3 都環審第 13 号

令和3年5月18日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価書案について答申

令和2年9月30日付2環総政第277号（諮問第512号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

説明は以上となります。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

○柳会長 それでは、受理関係について事務局から報告をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局の宮田から受理関係について報告いたします。お手元の資料3を御覧ください。

5月の受理報告は、事後調査報告書5件、変更届7件、受理しております。

12ページ、「4月受理報告に係る助言事項一覧」を御覧ください。4月の受理報告に係る助言事項についての事業者の回答となります。

菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その2について、「水循環」の項目について2件の助言がございました。

1件目の助言は、集水域AとBの境界である水路について10～20年後まで第二調整池につながっていません。水路の接続先を教えてください。これについての事業者の回答ですが、水路については第二調整池の残壁法肩まで図示しており、水路の東端部から先の区間は図示していませんが、本水路で導水された雨水は、岩盤である切土法面（残壁）を第二調整池の底部へ自然流下しますとの回答でございました。

2件目の助言は、10～20年後まで第二調整池と沈殿池との接続など放流経路を教えてください。これに対する事業者の回答は、第二調整池からの放流についても調整池上部（北側）

の出口から既設沈殿池への水路を図示しています。

第二調整池上部（北側）出口からの放流水は、この既設沈殿池を通過して山入川へ放流されています、との回答を頂きました。

4月分については以上となります。

13 ページ、「5 月受理報告に係る助言事項一覧」を御覧ください。5 月の受理報告に関して委員からの助言事項の提案となります。2つの事業について助言がございました。

事務局からの説明は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

4月分の助言事項についてはよろしいでしょうか。「水循環」についてですけれども。

○宮越委員 宮越です。「水循環」に関して 2 件なのですが、事業者の方からの集水や放流経路に関する説明について確認することができました。事業者の方には詳しく御回答頂いたと思います。ありがとうございます。理解できました。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、5 月の受理報告案件について移りたいと思います。助言をされました委員の方のコメントなどをお願いします。

まず最初に森川委員、次に宗方委員の順番でお願いします。

○森川委員 森川です。私のほうで書きましたことについてコメントいたします。この南町田計画はショッピングモールとか映画館とか、そういった施設なのですが、計画になかった臨時駐車場の件で昨年度いろいろやりとりがあったのですが、それについて今回事後調査報告書の中にきちんと書いていただいて、それは非常によかったと思いました。

内容を改めて確認していきますと、その臨時駐車場は施設がオープンしたときにたくさんお客さんが来るということでつくってあったのですが、どうも、その稼働実績を見ましても、これはどうみても最初から必要だったものかなと思われまして、今さらコメントも何ですが、関連する事業として計画に織り込んでいただければ本当によかったなと思いました。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

○宮田アセスメント担当課長 宗方委員なのですが、遅れて出席されると御連絡を頂いていたのですが、まだ出席されておられませんので、宗方委員の助言事項につきまして事務局で代わりまして説明をさせていただきたいと思います。

○柳会長 はい、お願いします。

○宮田アセスメント担当課長 変更届、事業名:浜松町駅西口周辺開発事業について、項目「景観」について御助言を頂いております。助言の内容は、「旧芝離宮恩賜庭園からは、3棟による壁面が新たに建つこととなりますので、130 ページに触れているように、各棟のファサードの素材やデザインも踏まえて十分な御検討をお願いします」と、このような御助言を頂きました。

宗方委員に代わりまして説明させていただきました。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、各委員から提案された助言について審議会からの助言事項とすることによりでしょうか。

(「異議なし」の声)

○柳会長 それでは、特に御発言がないようですので、審議会からの助言事項といたします。事業者の方に伝えて、次回の審議会ですべての回答の報告をお願いいたします。

それでは、受理関係についてはこれで終わりにしたいと思います。

○柳会長 そのほか何かございますでしょうか。——特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退出)

(午後 4 時 00 分閉会)